

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力発電
事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

平成２９年９月１４日
経 済 産 業 省
産 業 保 安 グ ル ー プ
電 力 安 全 課

本日、電気事業法第４６条の１４第１項の規定に基づき、「由利大内ウィンドファーム風力発電事業環境影響評価準備書」について、ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社に対し、環境の保全の観点から勧告を行った。勧告の内容は別紙のとおり。

また、併せて同条第４項の規定に基づき、秋田県知事からの意見を勧案するよう、その写しを送付した。

(参考) 当該地点の概要

1. 計画概要

- ・ 場 所 : 秋田県由利本荘市
- ・ 原動力の種類 : 風力(陸上)
- ・ 出 力 : 最大42,000kW(2,000kW×21基設置)

2. これまでの環境影響評価に係る手続

環境影響評価準備書受理	平成29年 2月28日
住民等意見の概要受理	平成29年 5月 8日
秋田県知事意見受理	平成29年 6月23日
環境大臣意見受理	平成29年 6月30日

問合せ先: 電力安全課 高須賀、松井
電 話:03-3501-1742(直通)

ＪＲ東日本エネルギー開発株式会社「由利大内ウィンドファーム風力
発電事業環境影響評価準備書」に対する勧告について

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

- ① 事後調査及び環境監視を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。
- ② 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十全なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。また、検討のスケジュール及び方法、専門家等の助言、検討に当たっての主要な論点及びその対応方針等を公開し、透明性及び客観性を確保すること。
- ③ 事後調査、環境監視等により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置の内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

2. 各論

(1) 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺においては、クマタカ等の希少猛禽類の生息及びガン類等の渡り鳥の飛翔が確認されており、当該区域の周辺ではクマタカの繁殖が確認されている。また、鳥類のブレード・タワー等への接近・接触に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性が伴う。

このため、本事業による重要な鳥類に対する影響を回避・低減する観点から、バードストライクに関する事後調査を適切に実施し、バードストライクが確認される等、希少猛禽類及び渡り鳥等の重要な鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、ブレード塗装及びシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。

併せて、稼働後においてバードストライクが発生した場合の対応措置について事前に定め、重要な鳥類の衝突等による死亡・傷病個体が確認された場合は、確認位置、損傷状況等を記録するとともに、関係機関との連絡・調整、死亡・傷病個体の搬送、関係機関による原因分析及び傷病個体の救命への協力を行うこと。

(2) 地形の改変に係る環境影響

本事業の工事計画では、風力発電設備の設置及び工事用・管理用道路の新設・

拡幅により大きな改変が行われる箇所があり、また、対象事業実施区域の一部が森林法（昭和 26 年法律第 249 号）に基づく土砂流出防備保安林に指定されていることから、土地の改変に伴う土砂流出による水環境及び生態系等への影響が懸念される。このため、擁壁等の構造物の活用、路線計画の見直し等により切土量及び盛土量の最小化を図り、可能な限り地形の改変を抑制すること。

（３）工事用資材等の積替え作業に係る環境影響

風力発電機のブレード及びタワーは、対象事業実施区域に搬送し、住居地域で積替える計画であることから、積替え作業に伴う大気質、騒音及び振動の影響が懸念される。このため、近隣民家への影響を予測し、その結果を踏まえ適切な環境保全措置を実施し、民家への影響を極力回避又は低減すること。なお、作業の実施に当たっては、周辺住民の理解を得るよう努めるとともに、必要に応じて環境監視を実施すること。

（４）植物に対する影響

植物の重要種については、移植を行う種を再度検討し、必要に応じ専門家等の助言を受けて、適切な移植先や移植方法を選定し、慎重に実施すること。

本事業の実施に当たっては、以上の措置を適切に講ずるとともに、その旨を環境影響評価書に記載すること。

（秋田県知事からの意見書の写しを添付）